

令和2年9月定例会 総括審査会

吉田英策議員



委員	吉田英策
所属会派 (質問日現在)	日本共産党
定例会	令和2年9月
審査会開催日	令和2年10月6日(火)

吉田英策委員

通告に従い質問する。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてである。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が止まらず、5日発表では県内の感染者が269人、死亡者が4人と広がっており、これ以上の感染拡大を防ぐ対策が緊急に必要である。

県内の医療機関で初めて発生した会津医療センターにおけるクラスターは、17人が感染し県民に大きな衝撃を与えた。

7日から診療を再開するが、今回の件を新型コロナウイルス感染症対策の教訓にしなければならない。

そこで、県は会津医療センターで発生したクラスターについて、感染経路の調査にどのように取り組んでいるのか。

保健福祉部長

感染経路の調査については、会津保健所を中心に会津医療センター及び福島県立医科大学の専門家と連携し、行動歴や濃厚接触者に関する積極的疫学調査を行ってきた。

吉田英策委員

感染防止を防ぐため、入院患者、医師、看護師、病院職員、外来患者など徹底したPCR検査が必要であるが、会津医療センターにおけるPCR検査の実施状況について聞く。

保健福祉部長

PCR検査の実施人数は、委託職員を含めて、病院職員618人、患者65人である。

吉田英策委員

PCR検査の実施人数は683人となるが、先日聞いた人数は病院職員、入院患者、医師、看護師、入院患者を含めて656人であった。その差が外来患者など外部の人と考えてよいか。

保健福祉部長

職員については育児休業及び休職中の職員を除く全ての職員を対象に、委託職員については常駐の委託職員全員を対象に実施したと聞いている。

吉田英策委員

クラスター発生の対策として、検査は無症状の職員、入院及び外来患者全員、出入りする業者などの検査を行うべきだと考える。

クラスターが発生した場合、PCR検査を広く行うべきだと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

PCR検査については、院内において感染者と接触した方など、感染リスクの高い方を中心に必要と判断される方を広く検査対象としている。

吉田英策委員

会津医療センターの院長は今回の件について、重篤な患者に目が行ってしまったと話している。

今、患者のPCR検査体制の強化が必要である。郡山市においても連日感染者が発生しており、市中感染が疑われている。

感染防止のためにも、抜本的なPCR検査の拡充が必要だと思うが、どうか。

保健福祉部長

PCR検査体制は、現在までに800人超の検査体制を準備しており、今後拡大させていくことに加え、身近な医療機関において抗原検査等を広く実施していくなど地域に拡大させていくよう県で動いている。

吉田英策委員

会津医療センターのPCR検査は会津地区以外に検体を運び検査しているが、迅速な検査を行うためには、会津地域で検査を行うことが必要である。

会津地域におけるPCR検査の体制を充実させる必要があると思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

会津地域におけるPCR検査については、県衛生研究所及び民間検査機関へ速やかに検体を搬送する体制を整えらるとともに、医療機関に対して検査機器の購入を支援しているところであり、今後とも迅速な検査に努めていく。

吉田英策委員

会津地域での検査体制の充実との点ではどうか、再度答弁願う。

保健福祉部長

検査機器を導入する地域の医療機関への支援を行うとともに、集合契約に参加する医療機関の増加を図り地域での検査数を増やしていく。

吉田英策委員

次に、情報開示の在り方について聞く。

情報不足への不安が高まっている。感染ルート、患者の行動履歴など、感染防止対策に必要な情報提供が求められている。南相馬市は県に対して、感染ルートの分析や患者の行動歴の感染拡大防止に必要な情報がほとんど提供されていないとして、情報提供の改善の要望を出している。

県民の不安解消のため、感染経路や死亡例等の情報を積極的に県民に提供すべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

感染者の情報については、感染防止対策上の必要性及び県民に与える影響等を総合的に勘案し、関係者の個人情報の保護に留意した上で提供している。

今後とも、県民が適切な感染予防対策を取れるよう感染状況を分析し、正確で分かりやすい情報提供に努めていく。

吉田英策委員

武蔵野美術大学の志田陽子教授は雑誌で、自治体の説明や情報公開が滞ったときに社会はデマの情報を受けやすくなり、感染者たたきにつながりやすいと、情報発信の必要性を訴えている。

積極的に情報提供をすべきだと思うが、再度考えを聞く。

保健福祉部長

情報の提供については、感染状況を分析し個人情報と結びつけないように感染の傾向等を分かりやすく情報提供していく。

吉田英策委員

次に、暮らしと経済対策について聞く。

新型コロナウイルス感染症関連の解雇や雇い止めが全国で6万人を超え、県内では9月末で1,137人、その多くが非正規労働者であった。急激に解雇や雇い止めが増えている。働く者の雇用と暮らしを守ることは、最優先課題である。

県労連労働相談所に新型コロナウイルス感染症の影響で仕事がなくなり、派遣会社から休めと言われたが休業手当が出ないなどの相談が相次いでいる。

県は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇や雇い止めの状況について、どのように把握しているのか。

商工労働部長

県が設置している中小企業労働相談所や県内8か所の就職相談窓口におけるきめ細かな相談を通して労働者からの情報を直接収集しているほか、福島労働局や県労働委員会、県社会保険労務士会と緊密に連携しながら、解雇や雇い止めの状況の把握に努めている。

吉田英策委員

解雇や雇い止めが増えているのは、延長された雇用調整助成金などの支援が12月で打ち切られることも一つの要因であると考えます。

再延長を求めるべきと思うが、部長の考えを聞く。

商工労働部長

雇用調整助成金の期間延長については、これまでも全国知事会等と連携し国に要望している。

吉田英策委員

ぜひ期間の延長を求めるよう願う。

中小企業の経営悪化による解雇が本当に深刻である。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、川俣町では業績が悪化している町内事業者の雇用の維持確保を目的に、小規模の建設業及び製造業を対象に1人10万円を3か月間補助する制度をつくった。

県は、中小企業への事業継承支援にどのように取り組んでいくのか。

商工労働部長

実質無利子型の融資制度を創設し、需要動向を見極めながら、速やかに融資限度額を引き上げるなど資金繰り支援の強化に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組への助成や消費喚起策、地域の商工会等によるきめ細かな経営相談など事業継続と雇用確保を図るための取組を展開している。今後ともそれらの取組を推進していく。

吉田英策委員

事業者への融資ではなく、直接的な支援が必要だと考えており、働く者に対しても直接支援する仕組みが必要である。

住居確保給付金は自治体が家賃を支給する制度であるが、4～7月までの全国の支給決定件数は8万5,000件余りに上っている。

県内の4～7月までの住居確保給付金の支給件数を聞く。

保健福祉部長

4～7月までにおける県内の住居確保給付金の支給件数は453件である。

吉田英策委員

昨年同時期の件数は13件であるため、453件という件数は昨年度比で約34倍に上っていることになり、深刻な事態が広がっていると言わざるを得ない。

支給期間は原則3か月、最長でも9か月のため、収入が回復しないまま年末年始に支給期限が切れるおそれがある。

住居確保給付金の支給期間の延長を国に求めるべきと思うが、どうか。

保健福祉部長

委員指摘のとおり、住宅確保給付金の支給期間については、3か月の支給期間を最大2回、9か月まで延長できる。

県としては、今後の支給状況や雇用情勢、国の動向等を注視して対応していきたいと考えている。

吉田英策委員

本県では、原発事故、台風災害、コロナ禍の下で、さらなる雇用の悪化が予想される。県独自でも支給期間の延長を求めるよう願う。

次に、生活や就労について、市町村と連携したワンストップの相談窓口を設置すべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

生活や就労等の相談窓口については、県と市において、自立相談支援事業の相談窓口となる生活自立サポートセンター等を県内18か所に設置しており、市町村と連携して相談支援を行っている。

今後とも制度のさらなる周知に努め、支援を必要とする方が利用できるように取り組んでいく。

吉田英策委員

福島県生活と健康を守る会という団体が相談会を行っている。仕事がなく暮らしていけない、4月から収入はゼロになったと同会発行のチラシを握り締めて訪れた相談者に対し、生活福祉資金特例貸付の緊急小口融資を紹介したとのことである。労働や暮らしなどが大変な中で、こうした総合的なワンストップの窓口が必要である。

労働や暮らしの相談を一体的に受け付けるワンストップ窓口の設置について、部長の考えを聞く。

保健福祉部長

コロナ禍ということもあるが、コロナ禍以前も資金を必要とする方々がいる状況であり窓口が必要とされてきたので、県でも設置してきた。必要とする方に窓口の情報が届くよう、積極的に広報していく。

吉田英策委員

自治体財政の悪化も予想されている。共同通信社は、コロナ禍により市町村の財政が悪化し地域経済の停滞により税収減が予想されると報道している。住民の暮らしを支える施策に中止や停滞があってはならない。

市町村に対する地方交付税が増額されるよう国に求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

総務部長

市町村に対する地方交付税については、市町村、都道府県が一体となり、地方6団体からの要望等において総額の確保を強く国に求めているところであり、引き続き様々な機会を捉えて国に求めていく。

吉田英策委員

次に、福島第一原子力発電所事故について聞く。

まず、生業訴訟の仙台高裁判決についてである。生業訴訟は本県を中心に約3,600人が国、東京電力に事故の責任と賠償を求めた裁判である。高裁で初めて国と東京電力に同等の責任を認め、津波の襲来は予見でき、東京電力の報告を唯々諾々と受け入れ国が規制権限を行使しなかったことは違法とした。賠償も会津地方の方など救済範囲を広げた。

9月30日の仙台高等裁判所における生業訴訟の判決で国の責任が認められたが、どのように受け止めているのか。

危機管理部長

司法の判断について、コメントは差し控える。

県としては、原子力規制を一元的に担ってきた国において、廃炉や本県の復興再生に最後まで責任を持って対応するよう求めていく。

吉田英策委員

判決は国の責任を明確に認め、賠償も全県民が対象とされた。判決を受け、県としては様々な分野において国の責任を明確にした対応が求められる。

危機管理の観点、原子力発電所事故に対応する部署として、再度聞く。

危機管理部長

県としては引き続き、原子力規制を一元的に担ってきた国において、廃炉や本県の復興再生に最後まで責任を持ち対応

するよう求めていく。

吉田英策委員

次に、東日本大震災・原子力災害伝承館について聞く。

私は先日、伝承館を見学した。展示物を見て語り部の話も聞いた。原発事故により避難を繰り返した被災者、県民が受けた被害が小さく扱われているのではないかと感じた。

東日本大震災・原子力災害伝承館において、県民が受けた原発事故での被害や被災者が体験した避難の実相をより具体的に展示すべきと思うが、どうか。

文化・スポーツ局長

伝承館における展示については、複合災害に関する実物資料をはじめ、県民が経験した避難生活や生活環境の激変を当時の写真や記録映像などにより、来館者が自分のこととして実感できるよう、分かりやすい展示を行っている。

吉田英策委員

被災者と一緒に展示を見たが、「避難を何度も繰り返した」、「避難の実態はこんなものではなかった」と話した。体育館へのごろ寝や冷たい食事、お年寄りには使えない和式トイレなど、生きた心地はしなかったと述べている。震災関連死や自殺は被災3県の中で最も多い。

被災者の意見を聞いて避難の実相を伝える展示にすべきであるが、再度答弁願う。

文化・スポーツ局長

東日本大震災・原子力伝承館における展示は、複合災害の状況、県民が経験した苛酷な避難生活や生活環境の激変について実物資料をはじめ当時の写真や記録映像、解説資料、さらには証言映像などにより、時系列に分かりやすく展示している。

吉田英策委員

事故の被害を後世に伝え二度と起こさないために、語り部の活動は本当に大事である。しかし、語り部の活動マニュアルは特定の団体や個人の批判は行わないとされており、国や東京電力への批判や思いは語るができない。また、資料の配布がなく館内での撮影も禁止されており、これでは実相が伝わらないのではないかと思います。

伝承館において、語り部が特定の団体、個人を批判しないとする活動マニュアルを見直すべきだと思うが、考えを聞く。

文化・スポーツ局長

語り部の活動マニュアルは一般的な範囲で整理したものであり、地震、津波、原発事故の発生、そして現在に至るまで、語り部自らが経験した様々な出来事、その時々を思いを率直に分かりやすく来館者に伝える取組を進めている。

吉田英策委員

一般的と言うが、原発事故の被害者が加害者である国や東京電力の批判を語ることは自然であり、その思いを語れなくするのがこのマニュアルである。

批判しないとする記述を削除すべきと思うが、再度聞く。

文化・スポーツ局長

伝承館における語り部の活動マニュアルについては、語り部を基本とし来館者に分かりやすく伝える観点から、一方的な批判や誹謗中傷により聞く人の感情を害さないよう感情に配慮すると一般的な範囲として整理したものである。その考え方を語り部に伝えるとともに、伝承館において地震、津波、そして原発事故により経験した様々な出来事やその時々を思いを率直に語ってもらうよう引き続き取り組んでいく。

吉田英策委員

特定の団体には国や東京電力が当然含まれ、被害者が加害者に対して思いを語れば一方的な批判になるのは当然である。このマニュアルはそれを禁止しているところに大きな問題がある。

記述の削除を願うが、もう一度答弁願う。

文化・スポーツ局長

伝承館における語り部の活動マニュアルは、語り部のが来館者に分かりやすく伝える観点から一般的な範囲で整理したものであり、今後とも来館者に分かりやすく伝える取組を進めていく。

吉田英策委員

伝承館は3つの基本理念があるが、その中に「原子力災害と復興の記録や教訓の「未来への継承・世界との共有」、「福島にしかない原子力災害の経験や教訓を生かす「防災・減災」とある。事故の原因は、安全神話の中で原子力発電所を推進し津波対策を怠った人災である。

原発事故に対する国と東京電力の責任を明確にした基本認識に立ち、それによってもたらされた被害の実相について、全てを伝える伝承館とすべきと思うが、知事の考えを聞く。

知事

東日本大震災・原子力災害伝承館においては、東日本大震災と原子力発電所事故により福島がどのような被害を受け、そしていかにして復興の歩みを進めているかといった事実と経験を後世に伝えていくことが重要である。

未曾有の複合災害の記録と教訓を、国や世代を超えて継承し、復興に向かう福島の今を発信する大切な役割を果たしていく。

吉田英策委員

再度、知事に聞く。

東日本大震災原子力災害伝承館の在り方は、事故に対する県の姿勢が問われるものになると思う。知事が、国と東京電力に自己責任があるとの明確な立場に立ってこそ、歴史を伝承できると思うが、再度知事の考えを聞く。

知事

伝承館では、震災前の地域において原子力発電所と共存していたことや地震、津波、原発事故の状況、その後の避難の状況など複合災害に関する実物資料をはじめ、県民が経験した避難生活や生活環境の激変を当時の写真や記録映像などにより分かりやすく展示している。

吉田英策委員

次に、汚染水の海洋放出について聞く。

県内では7割に当たる42の自治体において、汚染水の海洋放出に反対または慎重を求める意見書が可決されている。宮城県、茨城県、千葉県からも反対の声が上がり、韓国など隣国からも懸念の声が上がっている。

市町村議会から汚染水の対応方針に係る意見書の提出が相次いでいることについて、県の考えを聞く。

危機管理部長

多核種除去設備で処理した処理水については、これまで県内外において国による関係者から意見を聞く場が開催されている。県内の自治体や関係団体などからも様々な意見が出されており、処理水の取扱いについて関心が高まっているものと受け止めている。

吉田英策委員

タンクにたまる汚染水の約7割が放射性物質の基準値を超えており、東京電力はALPSで高濃度の処理水2,000 tの2次処理試験を行い、来年1月までに結果を出すとしている。タンクには基準値の2万倍を超えるストロンチウムなど62種類もの放射性物質も含まれている。

汚染水の2次処理試験が行われている状況において、対応方針を決定しないように国に求めるべきと思うが、考えを聞く。

危機管理部長

処理水の取扱いについて、国の小委員会の提言では環境中に放出する場合は必要に応じて2次処理を行い、トリチウム以外の放射性物質を法令に定める基準値まで浄化することを前提としている。

引き続き、小委員会の提言を踏まえ慎重に対応方針を検討するよう求めていく。

吉田英策委員

いまだに避難者が3万7,000人、故郷に帰れない人はその数倍いると言われている。避難を継続している中で、海洋放出に反対しないことは異常である。風評被害は避けられず、原発事故から10年が経過した今でも、農水産物は安く買いたたかれている。

具体的な風評対策が示されていない状況において、汚染水の対応方針を決定すべきでないと思うが、考えを聞く。

危機管理部長

処理水の取扱いについては、これまでも国及び東京電力に対し、具体的な風評対策の提示とトリチウムに関する正確な情報発信について責任を持って取り組むよう求めてきた。

今後とも国に対し、慎重に対応方針を検討するよう求めていく。

吉田英策委員

何度質問しても海洋放出に反対とは言わない。県民の立場からすると、試験結果が出るまでは当然放出すべきではないと思う。国に対してあまりにも卑屈な態度だと言わなければならない。10年たった今でも、水産業における水揚げは事故前の14%である。来年4月から本格操業を目指しているが、放出しないことが一番の風評対策になる。

国に対し、海洋放出を決定すべきではないと明確に言うべきだと思うが、考えを聞く。

危機管理部長

処理水の取扱いについては、4月に開催された関係者からの意見を聞く場に知事が出席し、国に対し本県の農林水産業や観光業に影響を与えることがないように求めたところである。

今後とも国に対し、幅広い関係者の意見を丁寧聞きながら慎重に対応方針を検討するよう求めていく。

吉田英策委員

汚染水の海洋放出は絶対に認めるわけにはいかない。汚染水は地上でのタンク保管を継続すべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

処理水の取扱いについては、国の小委員会において、タンク保管の継続を含む様々な処分方法やトリチウムの分離技術の現状、さらには風評被害などの社会的観点を含め、専門家による総合的な検討を行い取りまとめられたものである。

引き続き、国の責任において慎重に対応方針を検討するよう求めていく。

吉田英策委員

次に、河川整備について聞く。

昨年の台風第19号における夏井川の被害は甚大なものであった。現在、決壊した堤防の修復や河道掘削などの工事が進められているが、異常気象の下で再び降雨に見舞われるのではないかとの不安を住民は募らせている。

夏井川において、平窪地区など住宅が密集している区間の堤防のかさ上げを行うべきと思うが、県の考えを聞く。

土木部長

夏井川の住宅が密集している区間については、堤防は計画に基づく高さで整備されており、今後は河道掘削によって必要な流下能力を確保するとしている。

吉田英策委員

県が2002年に策定した夏川水系河川整備計画が進んでいけば災害を免れたのではないかとの住民の声がある。

夏井川の整備が河川整備計画どおりに進んでないと思うが、県の考えを聞く。

土木部長

夏井川の整備については、平成14年に整備計画を策定し改修を進めてきた。

今後は、新たに採択された災害復旧助成事業により、計画していた河川の改修を完了させるとしている。

吉田英策委員

堤防の改修については市街地全ての堤防の両面コンクリート張りが効果的と言われているため、こうした対策を求めていきたい。

同時に、この豪雨は夏川河川整備計画の想定を大きく超えた災害であることは間違いない。

令和元年東日本台風による被害を踏まえて、夏井川水系河川整備計画の見直しが必要と思うが、考えを聞く。

土木部長

夏井川水系の河川整備計画については、河道掘削や築堤工などの改修を実施してきたところであり、引き続き現在の整備計画に基づき早期の管理を図っていく。

吉田英策委員

県管理河川の維持管理に関する予算を増やすべきと思うが、県の考えを聞く。

土木部長

河川の維持管理については、災害に備えるために重要であることから、今年度は前年度より予算を大幅に増額している。